

(地Ⅲ83F)

平成24年8月13日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

### チクングニヤ熱の輸入感染症例について

チクングニヤ熱（四類感染症）については、これまでのところ日本国内での感染例は認められていないものの、東南アジア諸国等で感染し、帰国後発症した例が報告されています。

本疾病はヒトからヒトへの感染はしないものの、媒介するヒトスジシマカ（ヤブカ）は我が国に広く分布していること、また、急性期の患者の血液にはチクングニアウイルスが多く含まれることから、特に、媒介蚊の活動が活発なこの時期に、輸入症例を契機とした国内感染の発生に注意が必要であり、患者家族や近親者の感染の探知や、患者が媒介蚊に刺咬されないよう対応を助言する等、より一層の対策について、厚生労働省健康局結核感染症課より各都道府県等衛生主管部（局）宛事務連絡がなされ、本会に対し周知協力方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会等に対する周知協力方について、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

事務連絡  
平成24年8月10日

社団法人日本医師会  
感染症危機管理対策室長  
小森 貴 殿

厚生労働省健康局結核感染症課

チクングニア熱の輸入感染症例について

標記について、今般、別添（写）のとおり、都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生  
主管部（局）あて通知したところであります。

つきましては、本別添の内容についてご承知いただくとともに、該当する都道府県医師  
会および貴会会員に対する周知方ご協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。



事務連絡  
平成 24 年 8 月 9 日

各  
〔 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 〕 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### チクングニア熱の輸入感染症例について

日頃より感染症対策へのご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

チクングニア熱（四類感染症）については、これまでのところ日本国内での感染例は認められていませんが、東南アジア諸国等を旅行した際に現地で感染し、帰国後発症した例が、2011 年は 10 件、今年は今現在までに 3 件報告されています。

チクングニア熱はヒトからヒトに感染はしませんが、本疾病を媒介するヒトスジシマカ（ヤブカ）は我が国に広く分布していること、また、急性期の患者の血液にはチクングニアウイルスが多く含まれることから、特に、媒介蚊の活動が活発なこの時期に、輸入症例を契機とした国内感染の発生に注意が必要です。

つきましては、貴管内において本疾病の患者が発生した場合は、患者家族や近親者の感染の探知や、患者が媒介蚊に刺咬されないよう対応を助言する等、より一層の対策をお願いするとともに、貴管内医療機関等関係者への情報提供も併せてお願いいたします。

#### （参考）

- 国立感染症研究所感染症情報センター「疾患別情報：チクングニア熱」  
<http://idsc.nih.go.jp/disease/chikungunya/index.html>
- 病原微生物検出情報（IASR）＜速報＞ チクングニア熱の輸入症例—千葉市（2012 年 8 月 7 日掲載）  
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/chikungunya-m/chikungunya-iasrs/2495-pr3912.html>
- 「チクングニア熱媒介蚊対策に関するガイドライン」（平成 21 年 11 月 11 日 厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）  
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/chikungunya-m/1835-ent/2470-entguideline.html>